

仙台市避難行動要支援者管理システム
調達仕様書

令和 7 年 5 月
仙台市

—目次—

1 背景及び目的.....	1
2 業務概要.....	1
3 基本概要.....	1
4 基本条件.....	2
5 新システムの対象業務	3
6 システムに求める機能	3
7 安全対策.....	5
8 障害対策.....	6
9 運用保守要件.....	6
10 調達物品等.....	7
11 納品	9
12 契約期間終了後の対応	9
13 特記事項.....	10

1 背景及び目的

平成25年の災害対策基本法の改正において、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援がなされるよう定められ、平成25年8月内閣府から「避難行動支援者の避難行動支援に関する取組方針」が示された。令和3年5月の改正では、避難行動要支援者の個別避難計画を作成することが市町村の努力義務とされ、全国的に地域での避難支援体制の整備が求められている。

現在、台帳作成・管理業務はMicrosoft Excelで行っているが、煩雑なため作業に多くの時間が費やされている。また、データ分析等ができず、優先度設定や地域の実情に合わせた実効性のある計画策定に支障が出ている。

地域の特性や実情をふまえつつ、災害発生時に一人でも多くの避難行動要支援者の生命と心身を守るという重要な目的を達成するため、避難行動要支援者名簿ならびに個別避難計画の運用ができるよう、本市の業務に適したシステムの導入を行うことで、避難支援体制の整備、利便性の向上及び事務の効率化を図ることを目的としている。

2 業務概要

(1) 件名

仙台市避難行動要支援者管理システム導入・運用業務委託

(2) 履行場所

仙台市役所本庁舎(宮城県仙台市青葉区国分町 3-7-1)

(3) 履行期間

契約締結の日から令和 13 年 3 月 31 日まで

① 構築期間

契約締結の日から令和 7 年 10 月 31 日

② 仮運用期間

令和 7 年 11 月 1 日から令和 7 年 11 月 30 日

③ 本運用期間

令和 7 年 12 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日

3 基本概要

(1) パッケージソフトウェアの採用

他自治体等で令和 3 年度以降に導入実績があり、データやセキュリティの適切な管理が行われ、直感的かつタイムラグの少ない操作性等を満たすパッケージシステムを採用する。また、パッケージシステム本体についてはその時々運用に合わせたシステム内での柔軟なカスタマイズが可能でありつつも一般的なメンテナンスサポートを受けられることを基本とする。

(2) システム形態

①インターネットへの接続はしないものとする。

②庁内のネットワークに接続せず、独立して運用できるようなシステムとすること。

(3)システム操作性について

操作において、特別な知識を持たない職員にとっても扱いやすいよう、画面構成や入力操作の共通性に優れ、検索機能の充実したシステムであること。

(4)市の福祉システム等とのデータ連携について

新システムは仙台市住民情報システム(株式会社日立製作所製:スクラッチ開発)、仙台市介護保険システム(富士通 Japan 株式会社製:MCWEL 介護保険 V2)及び障害者基本システム(富士通 Japan 株式会社製:MCWEL 障がい者 V2)等と同一ネットワークでの構築を想定していないため、スタンドアロン端末上に新システムを構築し、各種システムのファイルレイアウトに合わせ、情報連携が図れること。

(5)セキュリティ対策が実装されていること

ログイン認証や利用者権限設定等のセキュリティ対策を実装するシステムであること。

(6)指定期日までにシステムの導入をすることができること

令和7年10月31日までに構築を完了し、令和7年11月1日から令和7年11月30日までの仮運用期間を経たのち、令和7年12月1日から本稼働できること。

(7)システム導入だけでなく、システム運用保守まで受け付けられること

本稼働後、システム運用保守を令和13年3月31日まで請け負うことができること。

(8)標準化に対応できること

本市では、住民基本情報システム等の基幹システムについて、国が示す標準化に対応したシステムへの移行を予定しているため、それらに対応できるようなシステムであること。

なお、標準化への対応については本市と協議の上、決定すること。

(9)調達について

システムに必要なソフトウェア及びライセンスは、全て受注者が用意すること。

4 基本条件

本市の基本情報は以下のとおり。

(1)住民基本台帳人口 約1,060,000人(令和7年4月1日時点)

(2)避難行動要支援名簿掲載者想定数 約31,000人

(3)利用職員数 約15人

(4)導入部署数 1課

※なお、本業務のシステムを各区役所・総合支所(計7箇所)に今後導入する可能性があることから、システムは各区等との通信なども含めてそれらに対応できるようなシステムであり、その際はアカウントを追加できるものとする。

※同時接続数は現段階で2台であるが、今後拡張できるようにすること。

5 新システムの対象業務

新システムの対象となる業務の概要は以下のとおり。

業務名	業務内容
避難行動要支援者名簿の作成・管理	住基情報、介護保険情報等をシステムに取り込むことで、対象要件に合致した方を「避難行動要支援者」として自動的に台帳登録し名簿の作成・管理が行える。
個別避難計画の作成・管理	避難行動要支援者名簿を基礎として、個別避難計画の作成・管理が行える。市民から提出のあった資料を取り込み、計画と一緒に管理することができる。
住宅地図・ハザードマップと連携	避難行動要支援者の住所から座標を自動的に取得し、地図上に表示させることができる。ハザードマップ内に居住している避難行動要支援者を一括で抽出及びリストアップする。
統計・報告	避難行動要支援者名簿や個別避難計画等に係る各種帳票やデータを町内会や民生委員ごとに出力をすることができる。

6 システムに求める機能

(1)機能要件

別紙1「システム機能要件仕様一覧」を参照すること。

(2)基幹データ(住基、介護、障害等)連携

- ①本市の住民基本情報システムから抽出したデータによる対象者の氏名、性別、生年月日、住所等を取り込み、本システム内の名簿情報を更新することができること。
- ②本市の介護認定情報、障害者情報等の福祉関連事業システムから抽出した対象者のデータを取り込み、本システム内の対象者の情報を更新することができること。
- ③取り込むデータを、対象者の情報更新として利用するだけでなく、本市の避難行動要支援者要件に該当する方々を、自動的に名簿登載者として抽出できる仕組みを有すること。
- ④提供するデータは、対象の絞り込みや抽出項目の変換などを行わず、常に同じ手順により、全件データ抽出・データ提供とするため、前回提供データから今回提供データまでの差分把握やコード変換、レイアウト変換、新システム側に特化したデータ加工は、本業務受注者で行うこと。
- ⑤連携用データは、本市のデータレイアウトで提供する。なお、データの形式は csv や dat など様々な形式に対応できること。
- ⑥本市の基幹システムは以下のとおり。

- ・仙台市住民情報システム(株式会社日立製作所製:スクラッチ開発)
- ・仙台市介護保険システム(富士通 Japan 株式会社製:MCWEL 介護保険 V2)
- ・障害者基本システム(富士通 Japan 株式会社製:MCWEL 障がい者 V2)

(3)文字要件

- ①以下に定める、本市基幹系端末で使用されている文字フォントに対応していること。なお、文字フォントの調達、システムへの適用等は本業務受注者にて行うこと。
 - ・文字フォント:平成明朝体w3
- ②以下に定める、本市で新規作成された外字を表示するために使用されているソフトウェアに対応していること。なお、ソフトウェアの調達、システムへの適用等は本業務受注者にて行うこと。
 - ・富士通株式会社製「Fujitsu Software Interstage Charset Manager」
(様々なプラットフォームやアプリケーションで共通の文字運用環境を提供するソフトウェア)

(4)地図要件

- ①電子住宅地図を利用できること。地図の調達の際は契約期間中の使用権とし、最新の地図がリリースされた場合には、基本的に本市が別途費用を負担することなく保守の範囲内で電子地図の更新を実施すること。
- ②電子住宅地図データと連携し、名簿登録者のマッピングや避難場所、避難経路等の登録が可能なこと。
- ③本業務で調達する電子住宅地図を紙媒体に出力し、町内会等に配布する可能性があることから、その複製利用料が必要な場合は、受注者の負担とすること。
- ④ハザードマップデータ(Shape ファイル)等の取り込みを行うこと。その際、取り込んだデータを基に、対象者の居住地におけるハザード情報を把握することができる機能や本市が指定するハザードに該当する対象者について、自動的に「優先度が高い」対象者としてフラグを立てる機能を有すること。なお、契約期間中に国や県、市がハザードマップデータを新たに公表した場合、それらを受注者の負担で取り込めるようにすること。

【取り込みを予定しているハザードの例】

- ・仙台市内の洪水浸水想定区域
- ・仙台市内の土砂災害警戒区域等

【優先度が高いハザードの例】

- ・土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)
- ・浸水深3m以上
- ・氾濫流
- ・河岸浸食

【新たに公表される予定のハザードの例】

- ・雨水出水浸水想定区域
- ・高潮浸水想定区域 等

(5) 拡張性要件

利用者の増加、アクセスの増加、データ量の増加等に対して、サーバ等の増強及び負荷分散等が容易に対応可能な拡張性と柔軟性を確保すること。

(6) 画面要件

- ① カラーユニバーサルデザインであること
- ② インターフェースはグラフィカルにし、直感的に項目を選べること。

(7) その他

- ① データの取扱いには十分注意し、効率的かつ確実に移行を行うこと。なお、本事業に係るデータ(紙、電子記録媒体問わず)の片外持ち出しは一切認めない。
- ② 国の動向及び法制度並びに市内の事業推進体制及び住基・福祉システムの標準化等、様々な変化に応じて柔軟に対応できることとする。

7 安全対策

(1) 基本要件

本市セキュリティポリシーに従うこと。

※「仙台市行政情報セキュリティポリシー」は下記アドレスを参照のこと。

(<https://www.city.sendai.jp/security/shise/security/security/security/index.html>)

(2) 認証と権限

- ① 部署や役割に応じて、本システムでの処理権限の範囲を設定できること。
- ② 職員の認証はユーザID及びパスワードの組み合わせ、もしくは同等以上の仕組みによって実施すること。また、パスワードは暗号化等により適切に管理され、利用者認証が正しくされること。
- ③ パスワードを定期的に変更できる仕組みを有すること。

(3) 監査証跡の取得

- ① 「ログオン・ログオフ履歴」「操作履歴」「データベース変更履歴」「障害履歴」等を記録すること。
- ② 操作履歴情報は、管理者のみがアクセスし、出力できること。

(4) ウイルス対策

- ① ウイルス対策ソフトを必要数準備すること。
- ② 運用保守の期間中も受注者の負担によりウイルス対策ソフトを更新できること。
- ③ インターネット接続がない環境でも定義ファイルの更新ができる製品であること。
- ④ サーバ内のデータに対する定期的なウイルスチェックができること。

8 障害対策

- (1)システムに異常が発生した時、システムの完全停止を極力防ぐような対策を講じること。
- (2)問い合わせ窓口及びオンサイトサポートの対応時間は、平日の午前 9 時から午後 5 時までとすること。
- (3)重大なシステム障害の発生時(システムが利用できない状態等)は、緊急時対応用の問い合わせ窓口を設けること。

9 運用保守要件

(1)体制

- ①システムの運用やトラブル発生時の対応について、本委託業務受託者は、システムが安定的に稼働できる保守体制を構築し、ハードウェア、ミドルウェア等を含めたトータルでの保守を行うこと。
- ②導入するパッケージシステム、ハードウェア、ミドルウェア等に対して、保守要員として配置する者は、本委託業務受託者と 6 か月以上の直接雇用関係にあり、システム、本事業の制度、ハードウェア等に精通したものであること。

(2)内容

- ①データのバックアップについては自動運転、もしくはマニュアルによる簡単な操作で可能であること。
- ②バックアップは、業務に一切影響を与えることのないよう、バックアップ運用計画を策定の上、システムの変更に伴うフルバックアップや、各種データの定期的なデータバックアップを実施し、データ損失の防止、システム破壊時の迅速なりカバ리를可能とすること。
- ③計画停電により電源供給が停止となる場合など、それに先立ち安全にシステムを停止できること。また電源供給復旧後、速やかに起動できること。
- ④本委託業務受託者は、システムが円滑に運用できるよう、本市担当職員に対してシステムの本稼働前に以下のとおり基礎教育及び操作研修を行うこと。
なお、研修内容等の詳細については、本市と協議の上、決定することとする。
 - ・実施時期:令和 7 年 10 月～11 月中(本稼働前に行うこと)
 - ・実施回数:1 回
 - ・対象人数:仙台市職員 15 人程度
 - ・その他:説明会準備及び実施に係る費用は、資料の印刷に係る費用を除き、原則受託者が負担するものとする。
説明会資料は、事前に受注者から発注者宛てにデータを提供すること。
- ⑤本委託業務受託者は、本システムの本市職員、関係者、異動者等向け説明会を以下のとおり実施すること。なお、研修内容等の詳細については、本市と協議の上、決定することとする。

- ・実施時期：運用保守期間中の毎年 4 月中及びシステムの更新等が行われる前
- ・実施回数：最低 1 回以上
- ・対象人数：仙台市職員 20 人程度
- ・その他：説明会準備及び実施に係る費用は資料の印刷に係る費用を除き、原則受託者が負担するものとする。

説明会資料は、事前に受注者から発注者宛てデータを提供すること。

- ⑥システム運用時及び契約終了時に、本市より求められた際には、システムが利用するデータベースから、その一部または全部をCSV形式等、本市が指定する形式のデータで抽出を行い、本市に提供すること。また、それは保守の範囲内で実施すること。
- ⑦住民基本台帳やその他の連携データを取り込む際は、立ち合いを行う等、本市職員の支援を行うこと。
- ⑧本市を年 1 回以上は訪問し、システム及びハードウェア等のメンテナンスを実施すること。その際、作業報告書を提出すること。
- ⑨システムの操作説明やデータ整備方法、改善策の提案などを保守要員が説明し、テクニカルサポートを実施すること。
- ⑩システム操作マニュアル及びシステム運用マニュアルを提供すること。また、運用期間中に機能等の変更が生じた場合には、マニュアルの改訂を適宜行うこと。
- ⑪保守を行う際は、オンサイト保守とすること。なお、遠隔保守は認めない。
- ⑫システムの更新等を行う際は、原則予定日の 2 か月前には本市へ連絡をし、本市と協議の上、実施すること。

(3) その他

- ①仙台市役所本庁舎は令和 10 年度頃に新庁舎へ移転を行う計画があることから、ハードウェアを含むシステムの移設・再設置について対応できること。
- ②移設・再設置後にシステムの安定的な稼働が行えること。
- ③移設・再設置については別途発注するものとし、本市と協議の上、決定するものとする。

10 調達物品等

(1) ハードウェア

※提案するシステムで快適に動作できない場合は増強すること。

① サーバ(台数:1 台)

レスポンス・費用・運用管理の面・耐障害性などから適切であると考えられる構成で設置すること。

- ・形状：ラック型 1U
- ・OS：Windows Server 2022 以上とする。
- ・CPU：インテル Xeon(3.10GHz)以上とする。
- ・メモリ：16GB 以上とする。

- ・SSD 容量:実容量を 480GB 以上とする。(RAID1 構成以上)
 - ・サーバ保守:5 年間当日オンサイト保守(平日午前9時～午後5時)
 - ・障害等があった場合、前日の状態に復旧できるようにバックアップを行えること。
 - ・無停電電源装置を備え、電源管理を行うこと。
 - ・無停電電源装置:5 年間センドバック保証(バッテリー含む)
- ②サーバラック(台数:1 台)
- ・サーバラックは庁舎内で耐震固定を行うこと。
 - ・①のサーバに適合したラックとすること。
 - ・サーバの盗難を防ぐため、鍵付きのラックとすること。
- ③ノートパソコン(台数:2台)
- ・液晶:15.6 インチ以上
 - ・OS:Windows11 Professional
 - ・CPU:第 13 世代 Intel Core i5 以上
 - ・メモリ:16GB 以上
 - ・SSD:256GB 以上
 - ・オフィスソフト:Microsoft Office Personal 2021
 - ・端末保守:5 年間当日オンサイト保守
- ④カラーレーザプリンタ(台数:1台)
- ・形状:据置型
 - ・対応用紙:A3 以上
 - ・両面印刷:標準対応
 - ・印刷速度:A4(横) カラー 36 ページ/分、モノクロ 36 ページ/分以上
 - ・給紙トレイ1:320 枚以上
 - ・給紙トレイ2:580 枚以上
 - ・スキャン機能を有すること。
 - ・プリンタ保守:5 年間オンサイト保守(定期交換部品含む)
 - ・年間想定使用量:約 30,000 枚
 - ・トナーなどの消耗品については、年間想定使用量から想定される量を各年度ごとに受託者の負担で用意すること。

(2)ソフトウェア

各種ソフトウェアはメーカーのサポート期限などを考慮し、令和 13 年3月 31 日までメーカーサポートを受けることが可能であること(運用期間中にサポート終了となるOSを含めたソフトウェアを採用する場合、バージョンアップに対応すること。)

①避難行動要支援者管理システム

- ・数量:1 式(システム利用端末 2 台)

- ②電子住宅地図
 - ・数量:2 ライセンス
 - ・契約期間中の使用権とすること。
- ③富士通株式会社製「Fujitsu Software Interstage Charset Manager」
 - ・数量:2 ライセンス
- ④その他、システム稼働に必要なミドルウェアや使用料、ライセンス証書等

11 納品

(1)納品物

予定する成果品は次のとおりであり、これらを本市が指定する期日までに納品すること。
 なお、成果品の内容の詳細については、本市と協議の上、決定するものとする。

- ①「10 調達物品等」に定めるハードウェア・ソフトウェア納品物
- ②その他の納品物
 - ア 導入計画書(システム導入に係る作業計画、スケジュール等)
 - イ 研修資料一式(研修計画書、研修テキスト等)
 - ウ 運用・保守マニュアル(運用保守の手順書、各種取扱説明書等)
 - エ システム操作マニュアル
 - オ 議事録(会議または打ち合わせ等に関する議事録及び資料)
 - カ 業務完了報告書

(2)納品物検査

- ①本委託業務で調達するシステム及び機器等は、事業を継続的に行うために、本市が要求する機能及び性能を実装している必要があるため、納品物検査を本市職員立会のものと、本稼働前に実施する。
- ②本委託業務契約締結後、すみやかに受託者は本市職員に対して、本仕様書及び別紙機能要件仕様一覧に記載された必須機能及び性能が実装されていることを、システム上で説明し、証明すること。その際、実装がないと指摘されたものについては納品物検査までに実装を済ませること。
- ③本市契約規則を含む法令等に違反した場合や、物品検査時に、本仕様書及び機能要件仕様一覧で求める必須機能や性能が実装されていない場合等の事実が判明した場合、契約相手方としての資格を喪失するものとする。また、受託者の責めに帰すべき事由によって本市に損害等が発生した場合、受託者はその賠償責任を負うこととする。

12 契約期間終了後の対応

(1)機器の撤去

契約期間終了後、本市の指示により機器を遅滞なく撤去すること。

なお、各機器の撤去に際しては、記憶装置のデータを本市が指定する方法で全て消去するとともに、記憶装置を物理的に破壊することとし、作業後は消去証明書を提出すること。

(2)撤去に係る経費

撤去に係る経費は、回収場所までの運搬費、撤去作業費、リサイクル料、記憶装置のデータ消去に伴う経費を含め、全て受注者の負担とすること。

13 特記事項

(1)再委託

①原則として、受注者は業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。

②やむを得ず再委託等を行う場合は、受注者は事前に発注者に対し、再委託の申請書を提出し、書面による承諾を得ること。

③業務のうち主たる部分については、再委託を認めない。

(2)作業時間

打ち合わせ協議など、本市職員の立ち合い等を必要とする作業は、原則として法令で定める休日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除く、月曜日から金曜日の午前9時～午後5時の間で実施すること。ただし、本市職員が認める場合に限り、例外的な対応を認めることがある。

(3)著作権

①本業務で採用された業務プログラムにおける一切の知的所有権に関して、著作権法第21条から第28条に定める権利を含む全ての著作権は、受託者に留保する。

②本事業で作成された各ドキュメントにおける一切の知的所有権に関して、著作権法第21条から第28条までに定める権利を含む全ての著作権は、本市に帰属するものとする。なお、パッケージシステムに付加されるマニュアル等の原本は除く。

(4)第三者の権利侵害

本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら本市の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、本市に係る紛争等の事実を知った時は、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねるなどの協力措置を講じるものとする。

(5)情報の保護(守秘義務)

本業務において知り得た情報(周知の情報を除く)を本業務の目的以外に使用し又は第三者に開示もしくは漏えいしてはならない。受託者は、仙台市行政情報セキュリティポリシーを遵守すること。

(6)疑義に関する協議

この仕様書に疑義が生じた場合は、本市と協議の上、決定するものとする。

(7)その他

- ①受注者が本市に提出した企画提案書に記載した事項については、本仕様書に記載のない事項であっても、企画提案書に基づき誠実に履行するものとする。
- ②本仕様書に定めのない事項については、本市と受注者の協議により決定するものとする。